

指定療養介護事業所・指定生活介護事業所
指定自立訓練（機能訓練）事業所・指定自立訓練（生活訓練）事業所
指定就労移行支援事業所・指定就労継続支援（A型）事業所
指定就労継続支援（B型）事業所・指定共同生活援助事業所
指定就労定着支援事業所 管理者 様
指定障害者支援施設 施設長 様

堺市健康福祉局
障害施策推進課長

（重要）令和2年度当初の届出等について

平素より本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
次の1～3につきまして、ご確認の上、必要な対応を行っていただきますよう、お願いします。

1 前年度の実績に基づいて、算定要件を満たしているか確認が必要な基本報酬または加算について

前年度の実績に基づいて、算定要件を満たしているか確認が必要な基本報酬または加算については、事業所において必ず確認の上、令和2年度の体制について届出を行ってください。つきましては、堺市ホームページ（※）をご覧ください、次のとおり提出をお願いします。

※堺市ホームページ（<https://www.city.sakai.lg.jp/>）右上の検索ボックスに「障害福祉サービス事業者指定・実地指導」で検索⇒「障害福祉サービス事業者指定・実地指導」⇒「制度変更等のお知らせ」⇒「令和2年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出について」

- ① 対象事業所：裏面の「添付書類一覧」に記載のある報酬・加算を算定している事業所
※変更がない場合も提出してください。
※裏面「添付書類一覧」に記載のない報酬・加算については、今回の届出では変更できません。

② 提出書類 (1)加算届連絡票

- (2) 変更届出書（従来の届出内容から変更がある場合のみ）
- (3) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（介給届）
- (4) 体制等状況一覧表（事業ごとに必要・GHの場合は住居ごとに必要）
- (5) 添付書類（下表「添付書類一覧」のとおり）
- (6) 返信用定型封筒（必要分の切手を貼付してください）

※宛名欄に記載する事業所名、ご担当者名の後は「行」でなく「御中」、「様」と記載してください。

※料金不足の場合でもそのまま送付します。

添付書類一覧

報酬・加算	事業種別	添付書類
基本報酬	就労移行支援	就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（介給別紙29） 就労定着者の状況（介給別紙6-2）
基本報酬	就労継続支援（A型）	就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（介給別紙30）
基本報酬	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（介給別紙31）
基本報酬	就労定着支援	就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（介給別紙32） 就労継続者の状況（介給別紙32-2）
就労移行支援 体制加算	生活介護、自立訓練、 就労継続支援（A型、B型）	就労定着者の状況（介給別紙6-2）
就労定着実績 体制加算	就労定着支援	就労定着実績体制加算に関する届出書 （介給別紙32）
人員配置体制 加算	生活介護	付表 勤務形態一覧表（4月分） 組織体制図 人員配置体制加算に関する届出書（介給別紙14）
視覚・聴覚言語 障害者支援加算	生活介護、施設入所支援、自 立訓練、就労移行支援、就労 継続支援（A型、B型）、共 同生活援助	勤務体制及び勤務形態一覧表 組織体制図 視覚障害者又は言語聴覚障害者の状況（介給別紙3）
移行準備支援 体制加算（I）	就労移行支援	移行準備体制加算（I）に係る届出書 （介給別紙21）
重度者支援体制 加算	就労継続支援（A型、B型）	障害基礎年金1級を受給する利用者の状況 （介給別紙5）
夜間支援体制加 算（I）（II） （変更できる項 目は対象利用者 数のみ）	共同生活援助	付表6 勤務形態一覧表（4月分） 組織体制図 共同生活援助に係る体制（介給別紙9） 夜間支援体制加算に関する届出書（介給別紙11）
利用日数特例の 届出	生活介護、自立訓練、就労移 行支援、就労継続支援（A 型、B型）	利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス 等に係る（変更）届出書（介給別紙24） 年間スケジュール等

2 令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

令和2年度に、事業所において福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員特定処遇改善加算を算定される場合は、堺市ホームページ（※）をご覧ください、以下のとおり届出を行ってください。

※堺市ホームページ（<https://www.city.sakai.lg.jp/>）右上の検索ボックスに「障害福祉サービス事業者指定・実地指導」で検索⇒「障害福祉サービス事業者指定・実地指導」⇒「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る提出書類について」⇒「令和2年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出について」

① 対象事業所：下記のいずれかの場合に該当する事業所（※就労定着支援事業者は対象外です）

- （1）前年度から当該加算を算定しており、加算区分を変更しない場合
- （2）前年度から当該加算を算定しており、令和2年4月に加算区分を変更する場合
- （3）令和2年4月から新たに当該加算を算定する場合

② 必要書類：上記ホームページを参照してください。

※加算届連絡票、変更届出書、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（介給届）、体制等状況一覧表については、1と2の届出で、あわせて1枚作成してください。それぞれ1枚ずつ作成する必要はありません。

3 事業所メールアドレス現況届出書について

本市から事業所への連絡のため、メールアドレスを届け出ているところですが、届け出をいただけていない、または届出のあったメールアドレスに送信しても未着となる事業所がございます。つきましては、同封している「事業所メールアドレス現況届出書」をご確認の上、現況を届け出いただきますよう、お願いします。

※お手数をお掛けいたしますが、変更がない事業所も全て提出してください。

1～3 提出方法 堺市健康福祉局障害施策推進課事業者係宛 郵送（送付票を使用すること）

※今般の情勢を鑑み、郵送での提出にご協力ください。

提出期限 令和2年4月15日（水曜日）※当日消印有効

【送付票】 ※送り先誤りを防止するため点線で切り取り封筒に貼ってご使用ください。

〒 590-0078
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 事業者係宛
4月15日締切 加算届出書B 在中